

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで  
昭和 32 年 5 月から平成 8 年 4 月まで A 社 B 支店で勤務した。昭和 63 年 10 月から、それまでの短縮操業（2 交替制勤務）から正常操業（3 交替制勤務）に戻り、給与は上がったはずであるのに、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録は 38 万円から 34 万円に下がっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、昭和 32 年 5 月 25 日から平成 8 年 4 月 28 日まで、A 社 B 支店において厚生年金保険の被保険者となっており、申立人に係る標準報酬月額は、昭和 62 年 10 月の定時決定においては 38 万円、63 年 10 月の定時決定においては 34 万円、平成元年 8 月の随時改定においては 44 万円となっている。

一方、申立人は、「昭和 63 年 10 月から、それまでの短縮操業（2 交替制勤務）から正常操業（3 交替制勤務）に戻り、給与は上がったはずであるのに、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録は 38 万円から 34 万円に下がっており納得できない。」と主張している。

しかしながら、A 社が保管する賃金台帳等によると、申立人の給与（総支給額）は平成元年 1 月から上がっているものの、適切に算定対象月の給与に基づいて定時決定及び随時改定が行われ、申立期間のオンライン記録の標準報酬月額は支給された給与額に相当し、この標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 20 日から同年 6 月 1 日まで  
昭和 39 年 1 月 20 日から同年 9 月 10 日まで A 社に勤務していたが、このうち、39 年 1 月 20 日から同年 6 月 1 日までの厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 1 月 20 日から A 社に勤務したと申し立てている。しかし、昭和 39 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「私は昭和 39 年 5 月末まで A 社に勤務していたが、申立人のことは記憶していないので、申立人は申立期間には勤務していなかったと思う。同僚は他に 3 人いたが、この 3 人のことはよく憶えている。」としており、実際に同僚が挙げた 3 人は A 社（昭和 39 年 5 月末の厚生年金保険の加入者は上記同僚を含めて 4 人。）で申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる。一方、申立人も当該同僚を記憶していないほか、記憶している同僚は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務状況等を確認することができない。

さらに、A 社では、当時の労働者名簿等の関係資料を廃棄しているほか、当時の事業主は既に亡くなっており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鳥取厚生年金 事案 482 (事案 50 及び 229 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 1 日から 59 年 3 月 19 日まで  
昭和 56 年 12 月末に A 社の事業を廃止し、翌 57 年 1 月 1 日に当該事業所における被保険者資格を喪失した後、すぐに B 社で厚生年金保険に加入したはずなのに、同社における資格取得日が昭和 59 年 3 月 19 日になっていることに納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、i) 申立期間の一部である昭和 57 年 1 月 1 日から 59 年 1 月 1 日までの 2 年間、それまで勤務し、健康保険被保険者であった A 社の任意継続被保険者になっていること、ii) 申立期間の B 社における申立期間に係る雇用保険の記録が無く、また、同僚の供述等によっても申立人が申立期間に B 社に勤務していたことを確認できないこと、iii) 申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情が無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 9 日付けで、総務大臣において年金記録の訂正は必要でないとの判断を行った旨の通知が行われている。

また、その後、申立人は、当時の同僚 3 人に事実関係を確認してほしいと主張して、再申立てを行ったものであるが、当委員会では、申立人が挙げた同僚 3 人のうち連絡が取れた 1 人に照会したところ、この同僚は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間に勤務していたか否かは記憶に無く、また、この同僚から申立期間に係る厚生年金保険料控除についても具体的な供述を得ることはできなかったことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当

たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月17日付けで、総務大臣において年金記録の訂正は必要でないとの判断を行った旨の通知が行われている。

申立人は、今回新たに6人の同僚を思い出したので調査してほしいとして再申立てを行ったものであるが、そのうち3人は前回の申立時に既に氏名を挙げていた者と同一人であるほか、残る3人のうち連絡先が確認できた1人に照会したが回答は得られなかった。

また、申立人は「昭和57年1月に健康保険の任意継続被保険者になった記憶はない。」と主張しているが、健康保険被保険者原票によると、申立人が上記任意継続期間中の昭和57年10月に健康保険被保険者資格に基づいて高額療養費の支給を受けている旨の記載があることから、申立人は当時、健康保険の任意継続被保険者であったことを認識していたものと推認できる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。